

# 企画県土警察常任委員会資料

(平成23年1月21日)

- 1 国に対する提案・要望に係る国の予算の状況等について  
【企画課】・・・1ページ
- 2 関西広域連合議会臨時議会について  
【企画課】・・・2ページ
- 3 鳥取県青少年健全育成条例一部改正素案に対するパブリックコメントの実施結果  
について  
【青少年・文教課】・・・4ページ
- 4 鳥取環境大学の改革に関する説明会（パブリックヒアリング）及び県民アンケート  
の実施状況について  
【新生公立大学設立準備室】・・・別紙
- 5 平成22年国勢調査による人口・世帯数の中間取りまとめ（県概数値）について  
【統計課】・・・6ページ

企 画 部

## 国に対する提案・要望に係る国の予算の状況等について

平成23年1月21日  
企 画 課

国の施策等に関して行った、次の提案・要望について、国の平成23年度予算への反映状況（現時点で把握できている内容）は、別添のとおりです。

- ① 平成22年 5月実施 …… 別添1
- ② 平成22年 7月実施 …… 別添2
- ③ 平成22年11月実施 …… 別添3
- ④ 平成22年12月実施 …… 別添4

# 関西広域連合議会臨時会について

平成23年1月21日  
企 画 課

1月15日（土）に大阪市内で「関西広域連合議会臨時会」が開催され、関西広域連合議会議長等が選出されるとともに、関係条例等について審議が行われました。

## 1 日時

平成23年1月15日（土） 午後3時から3時40分まで

## 2 場所

大阪府立国際会議場 12階 特別会議場

## 3 出席者

議 員：広域連合議会議員 20名

理事者：広域連合長、副広域連合長、広域連合委員会委員（各府県知事）

## 4 主な内容

### （1）選挙等

- ・ 議長及び副議長の選挙  
（議長には吉田利幸議員[大阪府]、副議長には村田正治議員[京都府]を選出）
- ・ 選挙管理委員会委員選挙  
（滋賀県の選挙管理委員及び補充員を広域連合の選挙管理委員及び補充員として選出）

### （2）議員提出議案の審議

- ・ 関西広域連合議会会議規則制定（可決）
- ・ 関西広域連合議会傍聴規則制定（可決）

### （3）広域連合長提出議案の審議等

- ・ 条例案審議<11件>（可決）
- ・ 条例専決処分承認<11件>（可決）
- ・ 平成22年度予算専決処分承認（可決）
- ・ 公平委員会事務委託審議（可決）
- ・ 指定金融機関専決処分承認（可決）
- ・ 監査委員選任同意（可決）

## 関西広域連合議会 広域連合長提出議案一覧

### ○条例案審議<11件>

- 関西広域連合議会定例会の回数に関する条例制定の件
- 関西広域連合監査委員条例制定の件
- 関西広域連合附属機関設置条例制定の件
- 関西広域連合情報公開条例制定の件
- 関西広域連合個人情報保護条例制定の件
- 関西広域連合財政及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定の件
- 関西広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例制定の件
- 関西広域連合の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例制定の件
- 関西広域連合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例制定の件
- 関西広域連合議会の議決を要する財産の取得又は処分を定める条例制定の件
- 関西広域連合長期継続契約に関する条例制定の件

### ○条例専決処分承認<11件>

- 関西広域連合公告式条例制定の専決処分について承認を求める件
- 関西広域連合の休日を定める条例制定の専決処分について承認を求める件
- 関西広域連合事務局設置条例制定の専決処分について承認を求める件
- 関西広域連合職員定数条例制定の専決処分について承認を求める件
- 関西広域連合職員の分限に関する条例制定の専決処分について承認を求める件
- 関西広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例制定の専決処分について承認を求める件
- 関西広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の専決処分について承認を求める件
- 関西広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例制定の専決処分について承認を求める件
- 関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例制定の専決処分について承認を求める件
- 関西広域連合職員の給与に関する条例制定の専決処分について承認を求める件
- 関西広域連合職員の旅費に関する条例制定の専決処分について承認を求める件

### ○平成22年度予算専決処分承認

- 平成22年度関西広域連合一般会計予算の専決処分について承認を求める件

### ○公平委員会事務委託審議

- 関西広域連合公平委員会に係る事務委託の件

### ○指定金融機関専決処分承認

- 関西広域連合指定金融機関の指定の専決処分について承認を求める件

### ○監査委員選任同意

- 監査委員の選任について同意を求める件

鳥取県青少年健全育成条例一部改正素案に対する  
パブリックコメントの実施結果について

平成23年1月21日  
青少年・文教課

1 意見募集期間

平成22年11月22日から12月21日まで

2 意見の提出状況

(1) 提出者数 38名

(2) 意見の数 91件 (電子メール80件、ファックス5件、郵便3件、その他3件)

3 条例の一部改正予定項目に関する意見の状況

(1) 青少年が使用する携帯電話による有害情報閲覧防止措置の追加

・賛成=22件(71%) ・反対=9件(29%)

(2) 青少年の深夜外出制限条項の追加

・賛成=19件(73%) ・反対=7件(27%)

※賛否不明、その他の意見=34件

4 主な意見と県の考え方

(1) 青少年が使用する携帯電話による有害情報閲覧防止措置の追加について

	意見内容(要旨)	県の考え方
賛成意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正に賛成、迅速な対応を切望する。</li> <li>・現実に携帯電話を通じて青少年が犯罪被害に遭っておりフィルタリングの利用率向上のため追加に賛成。</li> <li>・生活経験に乏しく判断能力未熟な青少年が違法、有害な情報に触れれば誤った判断に陥る。</li> <li>・携帯電話を巡る子ども達のトラブルは深刻なものが多いが保護者の認識は低調、フィルタリングの必要性も認知されていない。</li> <li>・保護者が子どもを守るための自覚を促す第一関門となる。</li> <li>・条例の周知、啓発活動が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の早期改正に努めます。</li> <li>・併せて県民の皆様へ改正後の条例の内容について周知するとともに、啓発活動にも積極的に取り組みます。</li> </ul>
反対意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年保護、健全育成に名を借りたブロックやフィルタリング等子どもの権利を侵害するあらゆる情報統制、言論弾圧、法律の範囲を逸脱した条例化等あらゆる違憲行為に反対する。</li> <li>・有害なものは手当たり次第に遠ざけるといふ盲目的で愚直な政策が青少年の保護健全育成になるとは到底思えない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例改正案は、発達段階にある青少年を有害情報から守ることを目的としたものであり、情報統制や言論弾圧、憲法違反に該当するとは考えておりません。</li> <li>・社会的経験が乏しい青少年を社会全体で守り育てるためには、一定の規制は必要だと考えています。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来は国が法律を改正してフィルタリング規制を強化すべきであり、法律改正を国に働き掛けるべきではないか。</li> <li>・青少年の携帯電話の所持については、原則禁止が望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国への要望については、条例改正後の効果、影響等を検証した上で今後検討します。</li> <li>・適切な使い方をする限りにおいては、携帯電話の所持を規制する必要性はないと考えています。</li> </ul>

(2) 青少年の深夜外出制限条項の追加について

	意見内容 (要旨)	県の考え方
賛成意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常識的に考えて青少年が正当な理由もなく深夜に出歩くことは危険である。</li> <li>・ 深夜徘徊は犯罪被害に遭う可能性も高くなる。</li> <li>・ 青少年の深夜徘徊は特に女性の場合福祉犯罪の被害者になるおそれが高くなる。</li> <li>・ 深夜外出は本人の成長や発育、脳の発達にも悪影響をおよぼし、緊急的な用件以外に深夜時間帯に外出する必要はない。</li> <li>・ 自分の子どもの行動に責任を持たない保護者もあり、そういう保護者への意識醸成のためにも追加すべき。</li> <li>・ 子どもを夜休ませるのは親として当然であるが無自覚な親もあり導入も仕方ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の早期改正に努めます。</li> <li>・ 併せて教育委員会、各学校、関係機関・団体等とも連携して改正後の条例の内容について周知するとともに、啓発活動にも積極的に取り組みます。</li> </ul>
反対意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅に子どもを置いていく親が増える。留守番していた子どもが火災や強盗の被害にあったらそのような状況下に置かざるを得ない条例を制定した県はどう責任をとるのか。</li> <li>・ 子どもを連れて大阪に遊びに行くのも完全に無理となる。条例のせいで県民が出控えるのは避けられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例改正案は、それぞれの家庭に事情があることを前提としており、一律に規制するものではありません。</li> <li>・ 日常生活の中で、青少年の深夜外出を無関心に容認しないように注意喚起するための努力義務を定めたものであり、個々の事情に応じて対応していただきたいと考えています。</li> <li>・ 家族旅行等で外出が深夜にわたる場合は当然あると思いますが、そういった行動を制限するものではありません。なお、規定の主旨、目的については周知、啓発に積極的に取り組みます。</li> </ul>

5 今後のスケジュール

- (1) 2月14日 (2月県議会初日) 条例改正案上程
- (2) 3月下旬 改正条例公布
- (3) 7月1日 改正条例施行

# 平成22年国勢調査による人口・世帯数の中間取りまとめ（県概数値）について

平成23年1月21日  
統 計 課

平成22年10月1日現在で実施した国勢調査における人口・世帯数の中間取りまとめの概要を報告します。

## 1 鳥取県の人口と世帯数の状況

	平成22年県概数値	平成17年確報値	対前回（平成17年）増減
人口総数	588,345人	607,012人	△18,667人（△3.1%）
総世帯数	211,833世帯	209,541世帯	2,292世帯（1.1%）

### 【今回調査結果（県概数値）の特徴】

#### 【人口について】

- 鳥取県の人口は、588,345人で、前回と比べ、18,667人（△3.1%）減少。
- 昭和40年国勢調査（△3.2%）に次ぐ減少率。
- 人口の増加した市町村は、日吉津村（263人）のみで、その他の18市町で減少。
- 対前回増減率でみると、若桜町（△11.5%）、智頭町（△10.7%）、日南町（△10.7%）、日野町（△10.2%）の4町で、減少率が10%を超えた。
- 旧市町村単位で見ると、市街地から離れた旧佐治村（△10.1%）、旧八東町（△9.8%）、旧青谷町（△9.3%）、旧溝口町（△9.1%）で減少率が9%を超えた。  
一方、市街地に近い旧淀江町（1.8%）、旧国府町（1.6%）、旧羽合町（1.2%）で増加。

#### 【世帯について】

- 県の総世帯数は、211,833世帯で、前回と比べ2,292世帯（1.1%）増加。
- 市町村別では、鳥取市（1.2%）、米子市（3.8%）、倉吉市（0.4%）、境港市（0.5%）、湯梨浜町（0.8%）、北栄町（1.3%）、日吉津村（16.2%）で増加し、その他の12町で減少。

#### 《別添参考資料》

- 別添1「国勢調査における県人口及び世帯数の推移」
- 別添2「旧市町村別人口及び世帯数（県概数値）」

## 2 今後の国勢調査結果公表日程予定

### 【速報集計】

人口速報集計	平成23年2月	市町村ごとの人口・世帯数
抽出速報集計	平成23年6月	調査票を抽出（約1/100）して年齢別人口、労働力状態、就業者の数など

### 【基本集計】

人口等基本集計	平成23年10月	人口や男女・年齢・配偶関係、世帯の構成、住居の状態など
産業等基本集計	平成24年4月	労働力状態、就業者の産業、就業時間の状況など
職業等基本集計	平成24年11月	市町村ごとの職業別の就業者数など

### 【詳細集計】

小地域集計	基本集計公表後	町丁・字等別地域の人口・世帯数など
移動に関する集計	平成24年1月	この5年間に住所を移動した人の数など
従業地・通学地に関する集計	平成24年6月	都市への流入人口や昼間人口など
抽出詳細集計	平成25年10月	産業、職業等を細かく分類した就業者数など

## 3 鳥取県人口予想クイズ結果について

- 応募総数：2,902通（応募状況は、はがき（77.2%）、ホームページ（21.9%）、ファクシミリ（0.9%））
- ・ぴったり賞（1名）：該当者2名（誤差1人）のため抽選により1名を選出
- ・おいしいで賞（10名）：ぴったり賞の次に近い回答者から10名を選出
- ・おいしいで賞（50名）：おいしいで賞の当選者の次に近い回答者から50名を抽選により選出

## 国勢調査における県人口及び世帯数の推移

調査年	人口 (人)	前回対比		総世帯数 (世帯)	前回対比	
		増減数 (人)	比率 (%)		増減数 (世帯)	比率 (%)
大正9年	454,675	—	—	91,499	—	—
大正14年	472,230	17,555	3.9	93,125	1,626	1.8
昭和5年	489,266	17,036	3.6	94,729	1,604	1.7
昭和10年	490,461	1,195	0.2	95,079	350	0.4
昭和15年	484,390	△ 6,071	△ 1.2	93,781	△ 1,298	△ 1.4
昭和22年	587,606	103,216	21.3	115,069	21,288	22.7
昭和25年	600,177	12,571	2.1	116,530	1,461	1.3
昭和30年	614,259	14,082	2.3	120,879	4,349	3.7
昭和35年	599,135	△ 15,124	△ 2.5	126,805	5,926	4.9
昭和40年	579,853	△ 19,282	△ 3.2	134,666	7,861	6.2
昭和45年	568,777	△ 11,076	△ 1.9	144,537	9,871	7.3
昭和50年	581,311	12,534	2.2	156,826	12,289	8.5
昭和55年	604,221	22,910	3.9	168,520	11,694	7.5
昭和60年	616,024	11,803	2.0	173,211	4,691	2.8
平成2年	615,722	△ 302	0.0	179,829	6,618	3.8
平成7年	614,929	△ 793	△ 0.1	189,405	9,576	5.3
平成12年	613,289	△ 1,640	△ 0.3	201,067	11,662	6.2
平成17年	607,012	△ 6,277	△ 1.0	209,541	8,474	4.2
平成22年	588,345	△ 18,667	△ 3.1	211,833	2,292	1.1

※大正9年～平成17年は確定値、平成22年は概数値(県公表)



## 旧市町村別人口及び世帯数（県概数値）

市町村	平成22年10月1日現在(県概数値)		平成17年10月1日現在(確定値)		増減数		増減率	
	総世帯数	人口	総世帯数	人口	総世帯数	人口	総世帯数	人口
	(世帯) A	(人) B	(世帯) C	(人) D	(世帯) E=A-C	(人) F=B-D	(%) E÷C×100	(%) F÷D×100
県計	211,833	588,345	209,541	607,012	2,292	△18,667	1.1	△3.1
東部地区	86,660	239,702	86,112	247,469	548	△7,767	0.6	△3.1
中部地区	36,702	108,771	36,805	113,177	△103	△4,406	△0.3	△3.9
西部地区	88,471	239,872	86,624	246,366	1,847	△6,494	2.1	△2.6
鳥取市	73,239	197,355	72,353	201,740	886	△4,385	1.2	△2.2
鳥取市	58,931	151,977	58,052	153,926	879	△1,949	1.5	△1.3
国府町	2,931	8,604	2,694	8,471	237	133	8.8	1.6
福部村	916	3,111	925	3,299	△9	△188	△1.0	△5.7
河原町	2,209	7,478	2,230	7,884	△21	△406	△0.9	△5.1
用瀬町	1,173	3,710	1,249	4,006	△76	△296	△6.1	△7.4
佐治村	775	2,287	798	2,545	△23	△258	△2.9	△10.1
気高町	2,890	9,008	2,933	9,521	△43	△513	△1.5	△5.4
鹿野町	1,184	4,281	1,169	4,480	15	△199	1.3	△4.4
青谷町	2,230	6,899	2,303	7,608	△73	△709	△3.2	△9.3
米子市	57,572	148,053	55,449	149,584	2,123	△1,531	3.8	△1.0
米子市	54,483	138,817	52,610	140,509	1,873	△1,692	3.6	△1.2
淀江町	3,089	9,236	2,839	9,075	250	161	8.8	1.8
倉吉市	18,258	50,728	18,194	52,592	64	△1,864	0.4	△3.5
倉吉市	17,067	46,889	16,961	48,411	106	△1,522	0.6	△3.1
関金町	1,191	3,839	1,233	4,181	△42	△342	△3.4	△8.2
境港市	12,856	35,219	12,798	36,459	58	△1,240	0.5	△3.4
岩美町	3,984	12,324	4,045	13,270	△61	△946	△1.5	△7.1
若桜町	1,405	3,876	1,487	4,378	△82	△502	△5.5	△11.5
智頭町	2,566	7,719	2,752	8,647	△186	△928	△6.8	△10.7
八頭町	5,466	18,428	5,475	19,434	△9	△1,006	△0.2	△5.2
郡家町	2,922	9,905	2,871	10,140	51	△235	1.8	△2.3
船岡町	1,151	3,947	1,166	4,220	△15	△273	△1.3	△6.5
八東町	1,393	4,576	1,438	5,074	△45	△498	△3.1	△9.8
三朝町	2,386	7,024	2,517	7,509	△131	△485	△5.2	△6.5
湯梨浜町	5,417	17,037	5,374	17,525	43	△488	0.8	△2.8
羽合町	2,660	8,224	2,585	8,124	75	100	2.9	1.2
泊村	860	2,740	871	2,954	△11	△214	△1.3	△7.2
東郷町	1,897	6,073	1,918	6,447	△21	△374	△1.1	△5.8
琴浦町	5,833	18,535	5,975	19,499	△142	△964	△2.4	△4.9
東伯町	3,474	11,115	3,566	11,702	△92	△587	△2.6	△5.0
赤碕町	2,359	7,420	2,409	7,797	△50	△377	△2.1	△4.8
北栄町	4,808	15,447	4,745	16,052	63	△605	1.3	△3.8
北条町	2,417	7,534	2,320	7,597	97	△63	4.2	△0.8
大栄町	2,391	7,913	2,425	8,455	△34	△542	△1.4	△6.4
日吉津村	1,067	3,336	918	3,073	149	263	16.2	8.6
大山町	5,337	17,503	5,515	18,897	△178	△1,394	△3.2	△7.4
大山町	1,848	6,188	1,913	6,613	△65	△430	△3.4	△6.5
名和町	2,068	6,674	2,150	7,258	△82	△584	△3.8	△8.0
中山町	1,421	4,641	1,452	5,021	△31	△380	△2.1	△7.6
南部町	3,488	11,543	3,528	12,070	△40	△527	△1.1	△4.4
西伯町	2,334	7,739	2,362	8,066	△28	△327	△1.2	△4.1
会見町	1,154	3,804	1,166	4,004	△12	△200	△1.0	△5.0
伯耆町	3,599	11,624	3,652	12,343	△53	△719	△1.5	△5.8
岸本町	2,123	6,969	2,097	7,224	26	△255	1.2	△3.5
溝口町	1,476	4,655	1,555	5,119	△79	△464	△5.1	△9.1
日南町	2,098	5,458	2,206	6,112	△108	△654	△4.9	△10.7
日野町	1,371	3,758	1,459	4,185	△88	△427	△6.0	△10.2
江府町	1,083	3,378	1,099	3,643	△16	△265	△1.5	△7.3